

催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針(12月1日～令和3年4月末)について

●催物開催の目安：下記の①人数上限及び②収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする

①人数上限の目安

・適切な感染防止対策に留意し、イベント開催時の必要な感染防止策(参考2)が担保されている場合

→5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方(収容定員が1万人以下の会場は5,000人、1万人超の会場は収容定員の50%が上限)

・開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合

→5,000人を上限とする

②収容率の目安

		参加者が大声での歓声、声援等を発し、または歌唱すること等がない催物(※1、※2)	参加者が大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱すること等が想定される催物(※1)
参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物		収容定員までの参加人数	原則として収容定員の50%までの参加人数 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ(5名以内)内では座席等の間隔を設ける必要はない(参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる)。
参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物	収容定員が設定されている場合	収容定員までの参加人数	収容定員の50%までの参加人数
	収容定員が設定されていない場合	密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けること	十分な人と人との間隔(1m)を空けること

③収容定員100%開催の具体的な要件

観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物の形態であることを前提に、次のいずれにも該当するもの。

- ・これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの(開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの)。
- ・これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して参考2の感染防止対策の徹底が行われるもの。
- ・発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

(※1)想定されるものの例は、参考3を参照

(※2)マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物については、参考4に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができる。